

共育コミュニティ ハンドブック

～学校を核とした地域づくりをめざして～



COMMUNITY

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



令和6年3月 橋本市教育委員会

Introduction

■はじめに

橋本市では、「協働によるまちづくり」の取組を推進しています。

教育分野においてはこれまでも、学校運営協議会を核とし、伝統ある共育コミュニティの仕組みを活かして、社会総がかりで子どもたちの学びや育ちを見守り、ESD（持続可能な開発のための教育）を通して「持続可能な社会の創り手の育成」に取り組んできました。

このハンドブックは、共育コミュニティ単位における、

「共育コミュニティをもっと活性化させたい」

「学校の授業で、地域にこんな人いれば助かるのに」

「コーディネーターって何をすればいいのかな」

「そもそも共育コミュニティって何」

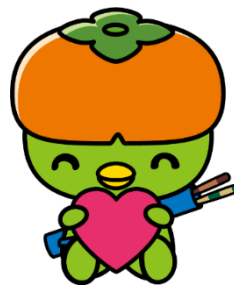
という様々な関係者の希望や悩みについて、前向きな課題解決を支援するための参考資料としてまとめたものです。

共育コミュニティをより充実させるためにご活用ください。

Contents

■目次

共育コミュニティ	▶▶▶	P. 2
共育コーディネーター	▶▶▶	P. 3
ボランティア募集	▶▶▶	P. 5
情報発信	▶▶▶	P. 5
参考資料	▶▶▶	P. 5



共育コミュニティ

■共育コミュニティとは？

学校・家庭・地域が一体となって、子どもの豊かな育ちや学びを支える中で、**子供も大人も共に育ち育てあい**、人と人とのつながりをより深め、暮らしやすく活力のある地域づくりを目指すものです。

■共育コミュニティ4つの柱

- ① 子どもたちも地域の一員として、活動を通して地域社会へ**参画の意識**を高める。
- ② **地域の子どもを地域で育てる**という当事者意識をもち、子どもたちの成長を見守り、支える。
- ③ 『**地域とともにある学校**』として、地域と協働し豊かな教育活動を進める。
- ④ 幅広い年代に活動の場を作り、**地域社会の交流や活性化**につなげる。

■共育コミュニティ本部の変遷

共育コミュニティ本部は、地区公民館単位等を基盤に順次設置

平成20年度～
市共育コミュニティ推進本部
高野口地域

平成21年度～
学文路・清水
地域

平成23年度～
市共育コミュニティ推進協議会

平成26年度～
紀見東中学校区
平成28年度～
隅田中学校区

平成30年度～
紀見北中学校区
山田地域
橋本地域

平成23年度に「市共育コミュニティ推進本部」から
「市共育コミュニティ推進協議会」に変更

※ 令和元年度からは、全小中学校に学校運営協議会が設置され、コミュニティ・スクールとなっており、学校運営協議会と共育コミュニティとの一体的推進を目指しています。【参考：CSハンドブック（市教委発行）】

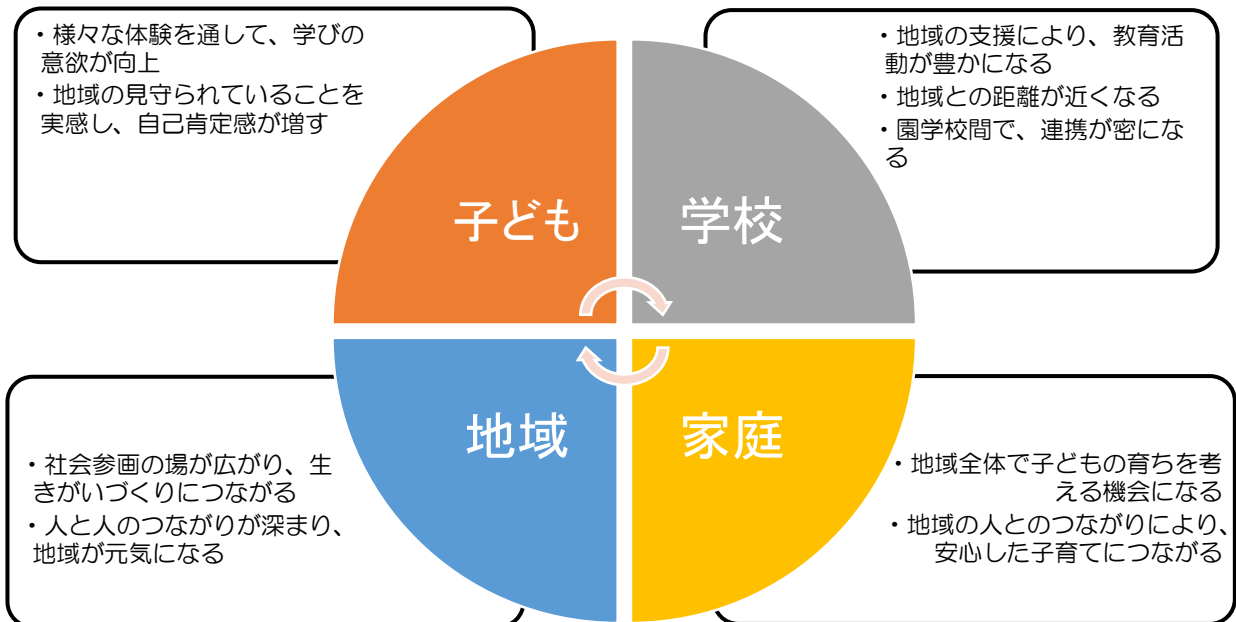
■共育コミュニティ本部のメンバーや会議はどうなっていますか？

地域の方、学校関係、共育コーディネーター、地区公民館関係、教育委員会関係等で、定期的に会議を開催し、地域と学校が協働する活動や情報交換を行っています。また、学校運営協議会との一体的推進に向け、拡大学校運営協議会（中学校区）との連携も検討しています。

■ 共育コミュニティの具体的な活動って？

- 学校図書館ボランティア（図書館開放、図書の分類・整理、図書環境の整備、読み聞かせ等）
- 学校支援（家庭科の裁縫・ミシン・調理実習支援、水泳の見守り、あいさつ運動、総合的な学習の時間におけるまち探検・校区探検等の児童見守り、クラブ活動・部活動支援等）
- ゲストティーチャー（点字・手話講習、藍染め体験、米作り、へら竿作り等）
- 各共育コミュニティでの特色ある取組（地域清掃、共育ミニ集会等）

■ 共育コミュニティの成果とは？



共育コーディネーター

■ 共育コーディネーターとは？

- 地域と園・学校の要望やニーズを把握し、結びつけるとともに、その願いを実現する取組、活動を創りあげていくために、両者の間に立って調整する人のことを共育コーディネーター（地域学校協働活動推進員）と呼んでいます。
- 共育コーディネーターには、地域と学校の実情をよく知り、両者の願いや要望を情報共有した上で、「企画・立案」「関係者（地域、園・学校）の連絡調整」「ボランティア募集」「地域住民への情報提供」「共育コミュニティ本部の事務」等の役割があります。

■ 共育コーディネーターの心得 5 か条

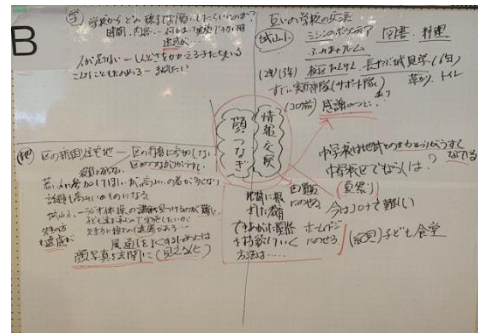
- ① 学校での活動で知りえた公的・個人的な情報を他人に知らせたり、又は不当な目的に使用することは禁止されています。共育コーディネーターを退いた後も同様です。（**守秘義務**）
- ② 子どもの前で学校や先生の批判をしてはいけません。子どもへの体罰や差別なども禁止です。また、政治や宗教、営利目的の活動をしてはいけません。
- ③ 子どものことで気になることは学校又は教育委員会担当課へ相談・連絡ください。（**報告・連絡・相談**）
- ④ 学校では「子どもの安全確保」のために来校者の確認があるので、職員室への声かけや、必要に応じて記録簿への記入をお願いします。
- ⑤ 活動をスムーズに進めるために、学校教育目標やスクールプランを把握することが大切です。学校からのニーズに合った活動につながられます。

■ 共育コーディネーターの主な活動内容

- 学校及び地域住民、企業・団体・機関などの関係者との連絡・調整
- ボランティアの募集
- 学校や地域の要望及び実情に応じた活動の企画・立案、広報、その他庶務
- 共育コーディネーター会議への出席（月1回）
- 各共育コミュニティ定例会議への出席（役員会議、本部会議等）
- **学校運営協議会で熟議されたことを、具体的な活動につなげる橋渡し**



共育ミニ集会（隅田中学校区）



議論の見える化



共育コーディネーター会議



わいわいマルシェ（学文路・清水地域）

ボランティア募集

教育委員会担当課、公民館職員、教職員、市職員、他のコーディネーター、ボランティア経験のある方、PTA、自治会、大学生、高校生、地域の各種団体（健全育成会、老人会、子ども会等）等から紹介いただける場合があります。また、学校や公民館等で、ポスターやチラシで呼びかける方法もあります。

※個人情報の管理について

名簿については、各共育コミュニティ本部に所属するものとし、名簿等を作成する場合、**厳重な管理と、本部員全員で個人情報の管理を徹底しましょう。**管理に不安がある場合は、教育委員会担当課にご相談ください。

情報発信

共育コミュニティだより…共育コミュニティ活動や今後の取組を周知したり、ボランティアさんへの感謝等を伝えるツール

- 公民館報への掲載依頼 ⇒公民館との打合せ
- 各学校への配布・掲示 ⇒学校との打合せ
- 市ホームページへの掲載⇒PDF形式で教育委員会担当課へメール送信
もしくは紙媒体を教育委員会担当課へ提出
Mail : syougai@city.hashimoto.lg.jp

参考資料

※必要なものは、橋本市教育委員会まで連絡ください。

- 共育コミュニティ通信（令和5年9月、12月、令和6年3月発行）



○CSの運営に関するチェックシート

CSの運営に関するチェックシート

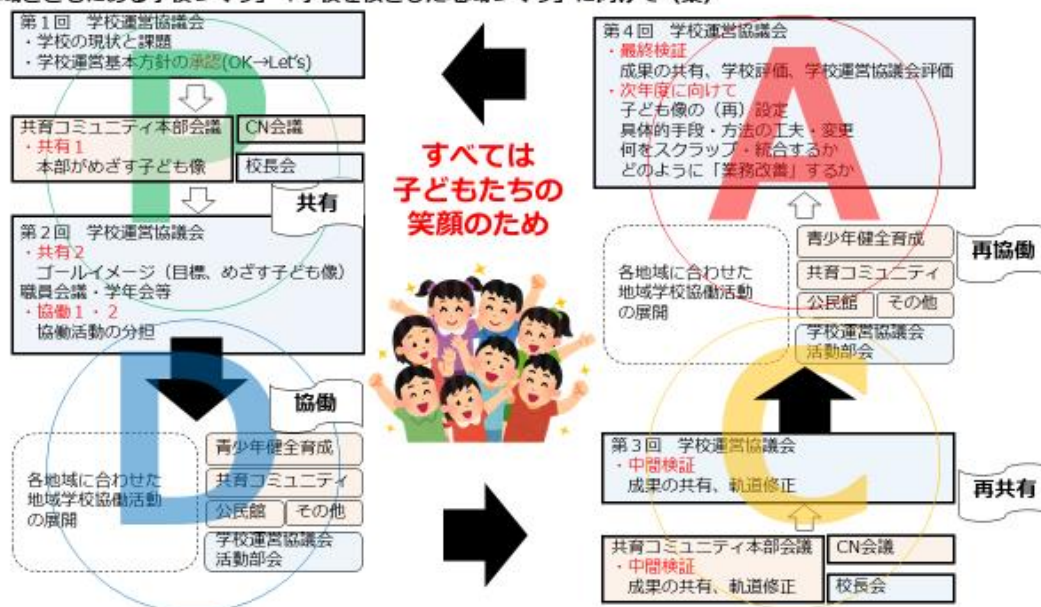
できている!	判断がつかない... もう少し?	
✓	✓	学校運営の基本方針の承認にあたり、協議会委員による議論を行う
✓	✓	学校運営に関して率直な意見を述べる機会がある
✓	✓	教職員の任用について提案や意見を述べる機会がある
✓	✓	地域住民側からの意見や提案が持ち込まれることがある
✓	✓	子どもの意見を反映させる機会や仕組みがある
✓	✓	協議会内は、忌憚なく意見を出し合える雰囲気がある
✓	✓	学校、家庭、地域全体で育てたい子ども像が共有されている
✓	✓	校長等、教職員の異動に関わらず、継続して議論ができる体制がある
✓	✓	協議会で議論すべき課題の選定、議論の企画段階から関わることがある
✓	✓	学校側の提案事項を承認するだけでなく、より良い学校運営のために建設的に議論することがある
✓	✓	協議会で決定して、実施した取組に対して、振り返りや内省を行う時間がある
✓	✓	協議された事項の実行にあたり、学校長は期待される役割を果たしている
✓	✓	議論の結果、各主体（学校・保護者・地域の大人等）が実行すべきこと・役割分担が明確になっている
✓	✓	学校の問題や悩みは、協議会委員の中で共有されている
✓	✓	協議会での協議内容について、十分な情報発信が行われている
✓	✓	(任意項目)

💡 空欄には各校で重視する視点を追加できます (例) 議題や会議資料には事前に見を通して参加している / オンライン開催にも対応できるよう準備している 等

CS (コミュニティ・スクール) とは、学校運営協議会を設置した学校のことを言います。

○PDCAイメージ (例)

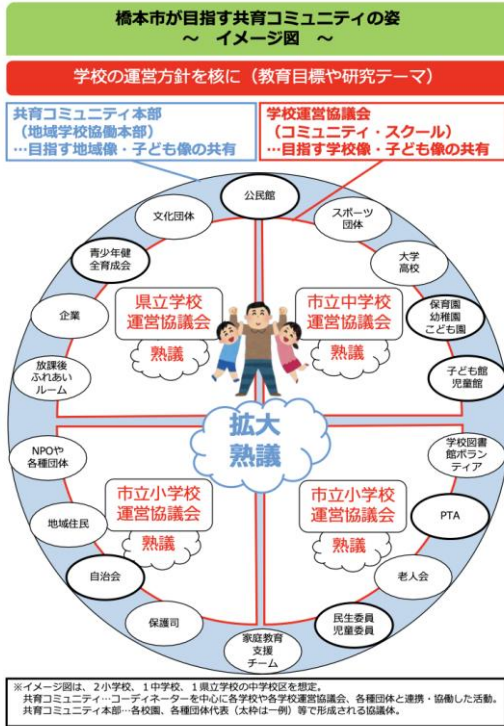
「地域とともにある学校づくり」「学校を核とした地域づくり」に向けて (案)



○ 共有コミュニティ・学校運営協議会のイメージ図・マネジメント図

◎ 橋本市が目指す共有コミュニティの姿 ～ イメージ図 ～

◎ 「共有コミュニティ本部」と「学校運営協議会」の連携・協働 ～ マネジメント図 ～



○ 社会に開かれた教育課程の実現に向けて（リーフレット）

社会に開かれた教育課程の実現に向けて～総合的な学習の時間・生活科を核としたカリキュラム・マネジメント～

目指すべき「子どもの姿」の共有（どんな力をつけるか、その力がいつの先には何かがあるか）

学校・家庭・地域の連携・協働（どうつながり、どう支え合い、協働につなげるか）

学校運営協議会…橋本市内すべての公立小中学校、県立学校に設置されており、どんな子どもに育てたいかが等が話し合われています。

共有コミュニティ本部…橋本市内に7本部設置され、学校を超えた地域単位で様々な活動を行っています。

ESD…「持続可能な社会の創り手を育成教育」として、SDGsの17全ての目標の実現に寄与するものです。

未来プロジェクト…ESDを通して、課題を自らの問題としてとらえ、子どもたちの意見を市政に反映させる取組です。

共有コミュニティ本部及び学校運営協議会でグランドデザイン（教育目標）を明確化し、児童生徒や地域の実態を把握する

教科横断的な視点を持ち、地域の人的資源（協力者等）、物的資源（文化財等）を活用する

探究のプロセスを反復する。（①課題の設定→②情報の収集→③整理・分析→④まとめ・表現）

価値観や行動の姿勢

【学年事例】自ら学び考える私たちの橋本 ～未来プロジェクト～「防災学習」

各教科
地域学校協議活動
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月
人的資源
物的資源
新聞記者
被災経験者
防災士
企業等
ALT
地域住民
SDGs
カードゲーム
文化協会
消防署
大学
青少年健全育成会
コーディネーター
公民館
地域住民
その他

新開記事の比較

津波や震災の取組

持続可能な取組

外国人の選考訓練

「グランドデザインはここで作るの？」

外国人の選考訓練

問題発見

①課題の設定

②情報の収集

③整理・分析

④まとめ・表現

①課題の設定

②情報の収集

③整理・分析

④まとめ・表現

学びの深化

子ども自身が「道具」を握り同輪を回し、自らの行先を決め、価値観や行動の姿勢を

学びの要はESD

社会等画意識

これまでの取組を大切にしながら、学びを深めるために、教科横断的に取り組むことがポイントです。

①～④を年間で繰り返す。

その中で、「未来プロジェクト」を活用して、市に提案もできます。

学校には学校運営協議会、地域には共有コミュニティ本部があるため、両方から学びにつなげていくことがポイントです。橋本市市民活動レポートも活用できます。

通字語調べ・選考訓練

地域の選考所
防災倉庫確認

人的資源や物的資源は
どこにあるの？

公民館選考所
特設（地域住民とのつながり）

探究のプロセスって？

放課後子ども教室
子どもの居場所づくり
共有コミュニティ
公民館
子ども館・児童館
青少年健全育成会
その他

○カリキュラム・マネジメントシート（全学年版）


○小学校 地域に開かれた教育課程

各教科 地域学校協働活動	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	特別支援学級	低学年	高学年	全学年	地域の キーパーソン
国語											
社会											
算数											
理科											
音楽											
外国語 外国語活動											
図画工作											
家庭											
体育											
生活科 総合的な学習の時間											
道徳											
自立活動											
特別活動 学校行事 その他											
放課後子ども教室 子どもの居場所づくり 共育コミュニティ 公民館 青少年健全育成 市の行事 その他											

青：地域の人が校外で行う学習

赤：地域の人が校内で行う学習

緑：他校種が連携した学習



○カリキュラム・マネジメントシート（学年別年間カレンダー版）


○小学校 地域に開かれた教育課程（○年）

各教科 地域学校協働活動	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	地域の キーパーソン
国語													
社会													
算数													
理科													
音楽													
外国語 外国語活動													
図画工作													
家庭													
体育													
生活科 総合的な学習の時間													
道徳													
特別活動 学校行事 その他													
放課後子ども教室 子どもの居場所づくり 共育コミュニティ 公民館 青少年健全育成 市の行事 その他													

青：地域の人が校外で行う学習

赤：地域の人が校内で行う学習

緑：他校種が連携した学習



橋本市共育コミュニティ推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 学校における授業等の学習補助や教員の業務補助などの学校支援、親への学習機会の提供や相談対応などの家庭教育支援、放課後の子どもの居場所づくり事業、その他家庭・地域の教育力向上に資する活動等、様々な教育支援活動を円滑・効果的に実施するため「橋本市共育コミュニティ推進協議会」（以下、「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を掌握する。

- (1) 橋本市共育コミュニティの推進に関すること。
- (2) 市内教育機関および関係団体等との連携・協力及び支援に関すること。
- (3) その他共育コミュニティに関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は行政関係者、学校関係者、社会教育関係者、PTA関係者をもって構成する。

- 2 協議会は、事業の運営に関する事項を検討する。
- 3 協議会には、委員長1名、副委員長1名を置く。
- 4 委員長は、教育長をもって充てる。
- 5 副委員長1名は、委員長が任命する。

(委員長の職務及び職務代理)

第4条 委員長及び副委員長の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 委員長は、協議会を代表し総括する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、委員長が必要に応じて招集する。

(運営及び庶務)

第6条 協議会の運営及び庶務は、生涯学習課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から一部改正し施行する。

地域共育コミュニティ本部設置要綱

(目的)

第1条 地域共育コミュニティ（以下、「共育コミュニティ」という。）の形成を図るため、地域共育コミュニティ本部（以下、「本部」という。）を設置する。

(本部の名称)

第2条 本部の名称は、別表1のとおりとする。

(所掌事務)

第3条 本部は、次に掲げる事項を掌握する。

- (1) 共育コミュニティの推進に関すること。
- (2) 各地域内の自治会や関係機関・関係団体等との連携・協力に関すること。
- (3) その他共育コミュニティに関し必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。

2 本部長と副本部長は、本部員の互選により決定する。

3 本部長は、必要があると認めるときは、その他の職及び本部員を追加して指名することができる。

(本部長の職務及び職務代理)

第5条 本部長及び副本部長の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長は、本部を代表し総括する。
- (2) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 本部会議は、本部長が必要に応じて招集する。

(運営及び庶務)

第7条 本部の運営及び庶務は、地域本部において協議し決定したところにおいて処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から一部改正し施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から一部改正し施行する。

別表1 (第2条関係)

名称
高野口地域共育コミュニティ本部
学文路・清水地域共育コミュニティ本部
紀見東中学校区共育コミュニティ本部
隅田中学校区共育コミュニティ本部
橋本地域共育コミュニティ本部
山田地域共育コミュニティ本部
紀見北中学校区共育コミュニティ本部

橋本市地域学校協働活動推進員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会教育法第九条の七第一項に基づき橋本市教育委員会（以下、「教育委員会」という）が委嘱する地域学校協働活動推進員（以下「推進員」という）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 教育委員会は、各地域共育コミュニティ本部に推進員を置くことができる。

(委嘱)

第3条 推進員は橋本市の共育コミュニティの推進について、熱意と識見を有するものの中から、教育委員会が委嘱する。

(委嘱期間)

第4条 推進員の委嘱期間は、委嘱を受けた日からその日が属する年度の末日までとする。ただし、再任は妨げない。

(解職)

第5条 教育委員会は、推進員が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、任期の満了前であっても委嘱を解くものとする。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認められる場合
- (2) その他推進員としてふさわしくない行為を行ったと認められる場合

(活動内容)

第6条 推進員の活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 学校及び地域住民、企業・団体・機関等の関係者との連絡及び調整に関すること
- (2) 地域ボランティアの募集及び確保に関すること
- (3) 学校や地域の要望及び実情に応じた共育コミュニティ活動の企画、立案、成果の普及及び広報、その他活動に係る庶務に関すること
- (4) 前各号に掲げる内容のほか、教育委員会または各地域共育コミュニティ本部が必要と認めること

(活動状況の管理及び活動記録の作成)

第7条 推進員は、出勤簿及び活動日誌等を教育委員会に提出し、活動状況を報告しなければならない。

(謝金等)

第8条 推進員の謝金等は、別途定める。

(服務)

第9条 推進員は、次の各号に掲げる事項を遵守し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

- (1) 法令及びこの要綱等に従い、かつ、教育委員会の指揮監督を受け、服務上の命令に従わなければならない。
- (2) その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- (3) その職務上の地位を特定の目的のために利用してはならない。

(秘密の保持)

第10条 推進員は、活動上知りえた個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。推進員を退いた後も同様とする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、別に教育委員会が定める。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。